

大口町空家活用改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の空家住宅を有効活用しようとする者に対し、その住宅の改修に必要な費用の一部を助成することにより空家の活用を促進し、町内の良好な住環境を確保するため、予算の範囲内において、大口町空家活用改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、大口町内に所在し、愛知県宅地建物取引業協会との協定により「空き家バンク」に登録された住宅又は登録を予定する住宅で、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び他法令に適正な許認可が得られるものであり、昭和56年6月以後に建てられた一戸建の住宅とする。ただし、昭和56年5月以前に建てられた住宅の場合は次のいずれかの要件を満たすものは対象住宅とする。

- (1) 大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年大口町告示第95号）により実施された工事が完了している住宅
- (2) 大口町木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年大口町告示第65号）による耐震診断が1.0以上と判定された住宅
- (3) 本事業による改修と同時に大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱による耐震改修工事を行う住宅

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けた住宅は対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、「空き家バンク」に住宅に登録している空家又は登録を予定している空家の所有者及び購入又は賃借して居住する者（空家の所有者から当該空家の改修に関し、書面による同意を得ているものに限る。以下同じ。）とし、次の各号のいずれにも該当する

ものとする。

(1) 空家を購入若しくは賃借する者の場合は、その世帯が住宅の改修後に10年間継続して居住することが見込まれる者又は空家を所有する者の場合は、住宅改修後に空き家バンクに10年間登録することが見込まれる者

(2) 大口町税条例（昭和38年条例第15号）第3条第1号から第3号までに掲げる町税の滞納がない者

(3) 補助金の交付を受けようとする者が所有者の場合は、当該所有者及び購入者若しくは賃借人が、補助金の交付を受けようとする者が購入者若しくは賃借人の場合は、当該購入者若しくは賃借人及び所有者が、生計を同一にする者又は3親等以内の者でないこと。

(4) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、空家の全部又は一部の改修工事に要する費用とする。ただし、当該工事を行う事業者は、町内に事務所を有する法人又は個人に限る。

2 新築、改築（既存の建物を除却して新たに建築することをいう。）、増築、移築及び備品購入に係る経費は、この補助金の対象としない。

3 既に、この要綱による補助金の交付を受けている住宅は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する申請の前に、町長に相談しなければならない。

(交付申請)

第7条 申請者は、当該事業の着手前に、大口町空家活用改修費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 工事の見積書の写し
- (3) 補助対象経費内訳書（様式第3）
- (4) 改修工事内容のわかる図面
- (5) 改修工事施工前の写真
- (6) 位置図
- (7) 登記事項証明書等対象住宅の所有者が確認できる書類
- (8) 昭和56年5月以前の建物であるが耐震改修工事を必要としないとするこ
とがわかる書類（判定(施工後の診断結果含む。)が1.0以上の診断結果書）
又は本事業の改修と同時に耐震改修工事を施工する場合の耐震促進事業の補
助金交付決定通知書の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大口町空家活用改修費補助金交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 町長は、補助金の交付決定を通知する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができるものとする。

（事業の実施）

第10条 申請者が第9条の規定による補助金の交付の決定の前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しない。

（対象事業の変更等届）

第11条 申請者は、次に該当する場合、遅滞なく大口町空家活用改修費補助金交付変更（中止）届（様式第5）を町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事の内容を変更するとき。

(2) 改修工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 工事が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨報告し指示を受けるものとする。

3 町長は、第1項の変更届の提出があった場合は、補助金の交付決定を変更又は中止することができる。

4 前項の規定により補助金の交付の変更又は中止を決定したときは、大口町空家活用改修費補助金交付決定変更(中止)承認通知書(様式第6)により通知する。

(完了実績報告)

第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに大口町空家活用促進事業完了実績報告書(様式第7)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 当該補助金交付決定(変更承認)通知の写し

(2) 工事費請求書及び領収書の写し

(3) 補助事業の成果が確認できる写真

(4) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し

(5) 大口町空き家バンクの登録完了書の写し

(6) 耐震改修工事が必要な場合は、耐震促進事業補助金確定通知書の写し

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月20日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができる。

(補助金額の確定)

第13条 町長は、前条による完了実績報告書を受理した場合において、その内容の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町空家活用改修費補助金確定通知書(様式第8)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 申請者は、前条の通知書を受けた日から起算して10日以内に大口町空家活用改修費補助金支払請求書（様式第9）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、大口町空家活用改修費補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第10）により、補助金の決定を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為によりこの要綱による補助金の交付を受けたとき。

(2) 前条の請求を行わないとき。

(3) 関係法令及びこの要綱に違反したとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第16条 申請者は補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後10年間保存しなければならない。

（危険負担）

第17条 この要綱により補助を受けた空家活用改修工事の施工後に生じた住宅の倒壊等による損害について、大口町は一切その責を負わない。

（実態確認）

第18条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助金の交付から10年間は居住の実態を確認できるものとし、補助金の交付を受けた者はこれに应じるものとする。

2 町長は、前項の実態確認の結果、この要綱に違反していることが判明した場合は、第15条に基づく補助金の返還を命ずることができるものとする。

（その他必要事項）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第21号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日 大口町告示第 9 2 号）

この要綱は告示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 1 日 大口町告示第 6 8 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 8 日 大口町告示第 2 3 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。